



新年あけましておめでとうございます。
本年もどうぞよろしく願い申し上げます。

医師の働き方改革を進めるための新しいルールが2024年4月から始まり
ます、医療機関内で制度に向けた準備を進めてください。

36協定について

36協定締結に伴う医療機関の申請様式が令和6年4月から新しくなります。

たとえ短時間でも、36協定を締結せずに法定労働時間を超えて時間外・休日労働をさせると労働基準法違反です。

新しい36協定の様式のダウンロードはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/roudouki_junkankei.html

面接指導実施医師について

月の時間外・休日労働が100時間を超えそうになった場合、その医師に面接指導を行わなければなりません。面接指導は、管理者や上司以外で「面接指導実施医師養成講習会」の受講修了者のみがおこなえます。

産業医も「面接指導実施医師養成講習会」の受講修了が必要です。

医師の働き方改革面接指導実施医師養成ナビ

<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>

医師の兼業・副業先での労働時間把握

病院の命令で派遣している場合だけでなく、医師が自主的に兼業・副業している場合も労働時間の把握が必要です。雇用している医師が兼業・副業先で労働している時間を把握し、時間外労働の上限規制に抵触していないか確認してください。

宿日直許可を取得していますか

宿日直許可を取得していない医療機関は、当直の時間が全て時間外労働になってしまいます。

他の医療機関に勤務する医師に当直を依頼している場合は、他の医療機関の指定水準に影響を及ぼす可能性があるため、当直医師の確保が難しくなるかもしれませんので宿日直許可の取得をお勧めしています。

医療機関における宿日直許可～申請の前に～

https://iryoku-kinmukankyoku.mhlw.go.jp/pdf/outline/pdf/20220621_01.pdf

※和歌山県内病院の宿日直許可の取得状況（令和5年12月31日現在）

区分	取得済み	申請済み	署に相談中	申請準備中	計
件数	77	3	3	0	83
%	92.8	3.6	3.6	0.0	100

医師の自己研鑽等について

時間外に病院にいる時間が、「労働時間に該当する時間」か「労働時間に該当しない時間」かを切り分けて把握できるような基準を決めておくことが必要です。

医師の研鑽と労働時間に関する考え方について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000404613.pdf>

2024年4月から労働条件明示のルールが変わります。

全ての労働者に対する明示事項

就業場所・業務の変更の範囲の明示【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「**変更の範囲**」についても明示が必要になります。

※「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

有期契約労働者に対する明示事項等

更新上限の明示【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容の明示が必要になります。

有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ（更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで）説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

無期転換申込機会の明示【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。

※初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

無期転換後の労働条件の明示【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者（正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者）とのバランスを考慮した事項※4（例：業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など）について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

11月・12月の活動報告

☑ 個別支援・相談対応 < 8件 >



和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益社団法人和歌山県病院協会内

開設時間：平日9時～17時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く）

TEL:073-488-5131 FAX:073-424-5676

E-mail:wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問いたします